

2024年3月吉日

お客様各位

栃木信用金庫

ウェルネス休暇（特別休暇）の創設について

栃木信用金庫は、働き方改革の一環として2024年4月1日より、職員の健康を重視した休暇「ウェルネス休暇」を創設いたします。

当金庫は、役職員が私心身ともに健康であるために健康維持・増進に全力で取り組み健全な職場環境づくりをこれからも目指してまいります。

記

1. ウェルネス休暇

- ① 役職員の健康を重視した休暇として年間3日間（半日単位も可能）を付与
- ② 健康診断・人間ドックでの受診および再検査、ワクチン接種、つわり、更年期不調
不妊治療、生理等を対象

2. 対象者

全役職員（パート職員も含む）

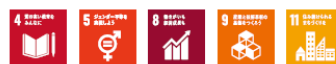
以上

栃木信用金庫SDGs宣言

栃木信用金庫は、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」を金庫経営に反映し、相互扶助の精神に邁った地域のお客さまのサポート役、そして最良のパートナーとして、地域の持続的な成長に貢献してまいります。



1. お客さまの未来のために



2. ふるさと、この地域の未来のために



3. 自分自身の未来のために

